

所得税関係

競走馬の保有に係る事業所得

1 はじめに

日本馬主協会連合会によると令和3年1月1日現在の馬主数は、2,599名となっている。このうち個人馬主は2,204名で、全体の84.8%を占めている。

本稿では、個人馬主の事業所得に係る収入金額及び必要経費の概要並びに競走馬の保有等に係る所得が事業所得に該当するかどうかの判定等について、述べることとする。

2 収入金額の種類

競走馬の保有に伴い馬主には、一定条件の下、下表のような収入金額が生じる。

| | |
|------|---|
| 賞金等 | <ul style="list-style-type: none">・本賞金、副賞の賞品・距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金・付加賞・特別出走手当など |
| 見舞金等 | <ul style="list-style-type: none">・事故見舞金・登録抹消の抹消給付金・診療費補助金・装蹄費補助金など |

なお、事故見舞金のうち、競走中、調教中、輸送中の事故又は競馬会施設内における疾病、負傷、天災等により、競走馬が死亡した場合又は死に瀕し救うことのできない状態に陥ったものと認められて安楽死の処置がなされた場合の見舞金については、所得税法上、非課税として取り扱われる（競走馬事故見舞金支給規定、所法9①十八、所令30三）。

3 必要経費の種類

競走馬の取得・保有に伴い、馬主には下表のような費用が生じる。

- ・競走馬種付け料や購入費
- ・輸送費
- ・馬具購入費
- ・厩舎への預託料
- ・蹄鉄料
- ・競走馬の治療費
- ・出走のための登録料
- ・調教師、騎手等への進上金
- ・その他事業に係る費用

なお、上記に掲げる費用であっても、種付け料や購入費及び育成費など競走馬を事業の用に供するまでに要した費用は、これらの費用が発生した年に必要経費に算入することはできず、競走馬の取得価額として、一旦資産に計上し、減価償却を通じて必要経費に算入することになる（所法49、所令120の2、126、所基通49-27）。また、競走馬の減価償却開始の時期については、原則として、競走馬登録が終了した月から開始することになる。例外として、個人馬主が所有する全ての競走馬について3年間継続して同一の経理をすることを条件に、馬齢2歳の4月から減価償却を開始すること、馬齢2歳の5月以降に入厩した競走馬についてはその競走馬を入厩させた月から減価償却を開始することも認められる（個人課税課情報第5号平28.6.1）。

3 事業所得該当性の判定

その年の競走馬の保有に係る所得が事業所得又は雑所得のいずれかに該当するかは、原則として、その規模、収益の状況その他の事情を総合的に勘案して判定（実質基準）することになる。しかし、実質基準のみで競走馬保有に係る所得が事業所得に該当するかどうかを判定する

ことは困難であることから、次の(1)から(3)に掲げる形式基準のいずれかを満たせば、競走馬の保有に係る所得を事業所得とすることが認められる（所基通27-7、課個5-5平15.8.19）。

- (1) その年において、登録期間が6ヶ月以上となってる登録競走馬を5頭以上保有している場合
- (2) 次の①及び②のいずれにも該当する場合
 - ① その年以前3年以内の各年において登録競走馬（その年における登録期間が6ヶ月以上であるものに限る。）を2頭以上保有していること
 - ② その年以前3年以内の各年のうちに、競走馬保有に係る所得の金額が黒字である年が1年以上あること
- (3) その年以前3年間の各年において競馬賞金等の収入があり、かつ、その3年間のうちに、年間5回以上（2歳馬は年間3回以上）出走している競走馬を保有する年が1年以上ある場合

4 おわりに

前述3の判定により競走馬の保有に係る所得が事業所得に該当し、その年の競走馬の保有に係る所得を事業所得として申告する場合には、日本中央競馬会、地方競馬全国協会及び都道府県等地方競馬主催者が発行する「競走馬の登録」、「出走回数」、「競馬賞金収入等」の証明書を確定申告書へ添付する必要があるため、くれぐれも添付漏れがないよう注意したい。

〔 右山研究グループ
税理士 中田 博 〕